

2. 集落戦略（集落の将来像）

2-1 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状（複数可）

集落の現状	担い手の詳細
☐	担い手等が確保できており、耕作を継続していく
	☐ 農業者（協定内）【具体名：〇〇】 ☐ 農地所有適格法人、農業生産組織等（協定内）【具体名：〇〇】 ☐ 農業者（協定外）【具体名：〇〇】 ☐ 農地所有適格法人、農業生産組織等（協定外）【具体名：〇〇】
☐	担い手等が確保できているが、全ての委託希望は受けられない
	☐ 農業者（協定内）【具体名：〇〇】 ☐ 農地所有適格法人、農業生産組織等（協定内）【具体名：〇〇】 ☐ 農業者（協定外）【具体名：〇〇】 ☐ 農地所有適格法人、農業生産組織等（協定外）【具体名：〇〇】
☐	担い手等が確保できていない
☐	耕作を継続していきたいが、耕作条件の悪い農地がある
☐	耕作を継続していきたいが、農業所得が低い
☐	耕作を継続していきたいが、法面や水路・農道等の管理が過重な負担となっている
☐	鳥獣被害が深刻であり、耕作意欲が減退している
	集落の自治（コミュニティ）機能が低下しており、生活に支障・不安が生じている （具体的に記載） 具体的内容：〇〇～
☐	その他（自由記載） ・現在の耕作者が引き続き耕作する意向を示しているが、将来は担い手等に集積希望が多数。 ・条件不利地は受け手がない見込み。 ・畦畔等草刈が負担の意見が多数。 ・鳥獣被害対策を地区全体で行う意見が多数。 ・協定事務が負担であり、軽減策を検討する必要がある。

2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性（複数可）

対策の方向性	担い手の詳細
☐	耕作放棄の懸念はなく、集落の課題もないことから、対策は不要
☐	協定内で担い手を育成・確保
	☐ 農業者 ☐ 農地所有適格法人、農業生産組織等 ☐ 新規就農者
☐	協定外で担い手を確保
	☐ 農業者（協定外） ☐ 農地所有適格法人、農業生産組織等（協定外）
☐	基盤整備等により耕作条件を改善
☐	農産物の高付加価値化により所得の向上を図る
☐	新たな作物の導入により所得の向上を図る
☐	省力化技術の導入や外注化等により労働負担の軽減を図る
☐	耕作継続が困難な農用地の林地化
☐	放牧利用による農用地の管理
☐	鳥獣被害防止対策の実施
☐	集落の自治（コミュニティ）機能の強化
☐	その他（自由記載） ・省力化のため、ほ場の整備及び畦畔法面勾配修正し機械作業を多くする。 ・用水路の改善、湧水処理や暗渠排水を行い作業軽減を図る。 ・鳥獣対策は、地区全体で取組む。 ・収支報告をやめていただきたい。（実績報告だけにしてもらいたい。）

2-3 具体的な対策に向けた検討（複数可）

※「2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性」で「対策は不要」とした場合は、記載不要

検討を要する事項	
	特に懸念はなく、協定参加者で実施していく
○	協定参加者だけでは検討が困難であり、外部（市町村・都道府県を含む）からの助力を得たい
○	他の協定との広域化を考えたい
○	中山間地域等直接支払交付金の加算措置を活用したい
○	対策に活用可能な補助事業等を紹介してほしい
○	その他（自由記載） ・ 個人負担軽減のある有利な圃場整備事業を取り入れる。 ・ 担い手に集積した場合の加算措置を望む。 ・ ドローン防除が増加する傾向、機器や維持管理の加算措置を望む。 ・ 事務作業の負担軽減（省力化を図る）を検討する。

2-4 今後の対策の具体的内容及びスケジュール（決まり次第記載）

※「2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性」で「対策は不要」とした場合は、記載不要

解決策	いつ	どこで	何を	誰が
省力化に向けた圃場の整備	令和5年度中	協定農用地全体	圃場整備	行政＋協定者
防除作業の負担軽減	令和6年度から	協定農用地全体	生産性向上加算の増額	行政
鳥獣対策	早急	協定農用地全体	電柵、檻の設置	行政＋協定者
事務作業の軽減	早急	協定農用地全体	事務作業の軽減	行政＋協定者

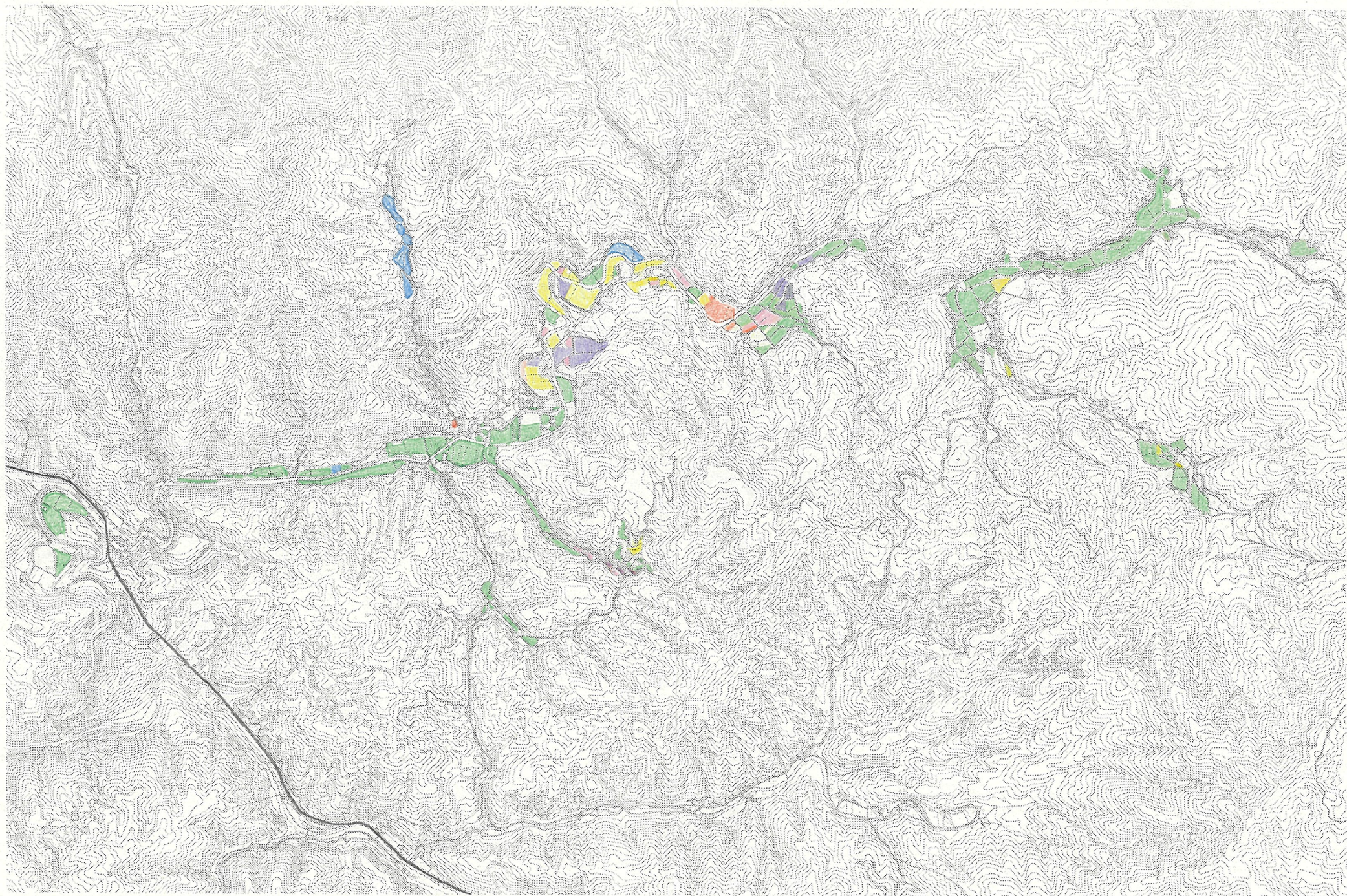
2-5 農業生産活動等の継続のための支援体制

（第5期対策の期間中に、協定農用地において農業生産活動等の継続が困難な農用地が発生した場合の支援体制）

第5期対策期間中の農業生産活動等の継続のための支援体制	
	農地所有適格法人が支援する【具体名：〇〇】
	J Aが支援する【具体名：〇〇】
	集落営農組織が支援する【具体名：農林水産営農法人】
	農業者が支援する【具体名：〇〇】
○	協定参加者で役割分担しつつ、農用地の維持管理を行う
	その他（自由記載）

※上記の支援体制によってもなお、当該農用地で農業生産活動等の継続が困難となった場合には、集落協定代表者は、速やかに市町村、農業委員会等に当該農用地に対する利用権の設定等又は農作業受委託の斡旋等を申し出ることとする。

※結果として、当該農用地で農業生産活動等の継続が困難となった場合には、当該農用地分のみ、交付金の返還が必要（本人の病気や高齢化、家族の病気など、不可抗力等の場合は交付金の返還は免除）。



国道186号線